

議員提出議案第 2 号

「武豊町議会議員の政治倫理に関する条例」

賛成討論原稿

平成 21 年 6 月 16 日

日本共産党 梶田 稔

私は、日本共産党議員団を代表して、議員提出議案第 2 号「武豊町議会議員の政治倫理に関する条例」に賛成する立場で、以下、討論するものであります。

私ども日本共産党は、自らを厳しく律し、企業・団体献金を 1 円も受け取らず、思想信条・政党支持の自由を侵す憲法違反の政党助成金も受け取りを拒否して、国民からの個人募金と党員の党費、機関紙活動などの収益をもとに党活動に取り組んでいるところであります。

過日の議案質疑の冒頭において、提案されている政治倫理条例の趣旨は、まったく同感であり、若干の点を除いて、批判すべき点はありません、と述べたとおりであります。

しかし、今の時期に、今の武豊町議会に、なぜ、突然提案されたのか、その真意を疑い、厳しく批判するとともに議会のあり方、議案提出という議員に与えられている権限の行使に当たってのあるべき姿など、合意形成の努力のなさに苦言を呈したところであります。

半田市や阿久比町で、既に制定されている同種の条例を丸写しにし、「町政」というべきところを「市政」と表現したままに提案理由を説明するなど、議会を冒涇する態度に憤りを以て抗議したところでもあります。

条例案を検討するに当たって、いわゆる先進事例を参考にして、武豊町における必要性・重要性等を勘案して必要な修正を加えて案文を仕上げる手法は、一概に否定する必要はありません。参考にすべきは、大いに参考にすべきであります。とは言え、今回の条例提案の経緯は、あまりにも杜撰であり、ひとを馬鹿にしているとしか言いようのないものであります。

また、文言についても修正し、提出し直すことを提案しましたが受け入れていただけませんでした。大いに疑義が残るところであります。

しかし、政治倫理を確立するという当然の趣旨には、反対する理由はありません。条例提案の経緯における杜撰なこと、文言にいささかの疑義を残していることなど、不十分な内容を指摘し、その点を十分考慮し、遺漏のない運用に

当たるべきであることを申し添えておきたいと思います。

また、政治倫理を確立するという当然のことは、議案質疑の折りにも申し上げたとおり、条例のあるなしにかかわらず、議員たるもの公私にかかわらず襟を正して活動すべき事は言うまでもありません。

世間の実態を見ても、政治倫理条例を制定しているところは、概して、何らかの不祥事が発生し、その反省として政治倫理条例を制定したという経緯が見受けられます。政治倫理条例なるものが、制定されていなくても、全議員が住民の負託に応じて立派に活動していることこそ誇りにし、自慢にすべきであります。

お隣の半田市のように、政治倫理条例が制定されているにもかかわらず、12名にもものぼる多数の市議会議員が、ラベンダー事件という不祥事を引き起こしている事実を目の当たりにするにつけ、政治倫理条例そのものの無力さを実感せざるを得ません。

6月11日の午後、南議員ら「情熱」の3名が揃って拙宅へ来訪して、「事件撤回申請書」を提示し、「ご迷惑を掛けました。」と陳謝して、条例案を撤回する旨の挨拶がありました。

撤回の理由として、ただいま提案された理由の通り、「今回、我々会派『情熱』が提出しました議員提出議案について、その提出方法等が、あまりにも唐突であり、また、議会全体に係わる条例でもあるため、議員全員で協議した上で制定すべきと思います。」と認められていました。当然のこととして、賛意を表明したところでもあります。

ところが、ただいま、事件撤回の動議を、多数を以て否決いたしました。不適切で不当な内容の条例案を撤回するというのに、どうして反対するのか、私には理解に苦しむところでもあります。

今回の一連の経緯は、時間の無駄とも言える内容ではありましたが、今後の議会運営の教訓として活かすべきものでもあることを指摘して、私の討論と致します。

以上

注：議案撤回動議が否決された場合、条例そのものの討論・採決が行われることになり、その際、行う予定の討論原稿。